

といいました。特に研究職俸給表につきましては、研究職の特殊性にかんがみまして、従来七等級構成とされておりました等級区分を六等級構成に改めまして、職員の研究能力等に応じて昇格できるよう改善を行ないました。

これらの改善によりまして、本法の適用を受ける一般職国家公務員の全職種平均の給与水準は、おおむね七・一%上昇いたすこととなります。

第二に、六月十五日に支給する期末手当の額を〇・一カ月分増額いたしました。して、〇・九五カ月分とするとともに、十二月十五日に支給する期末手当の額も〇・二カ月分増額いたしました。

第三に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額一千円から二千五百円に引き上げます

とともに、新たに専門的知識が必要とされる職員につきまして、官職に採用される職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任

給調整手当を支給することとしたしました。

第四に、通勤手当につきまして、交通機関等の利用者に対する支給額の最高限を、月額六百円から七百五十円に引き上げることとし、自転車等の使用者に対する支給額を、月額百円から二百円に増額いたしました。

第五に、俸給月額の改定に伴いまして、委員、顧問、参考等の非常勤職員に対する手当の支給額の最高限を、月額四千七百円から四千九百円に引き上げることといたしました。

第六に、給与支給事務の能率化をはかるため、勤務一時間当たりの給与額の端数計算につきまして、簡素化を行なうことといたしました。

第七に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額一千円から二千五百円に引き上げます

とともに、新たに専門的知識が必要とされる職員につきまして、官職に採用される職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任

この法律案は、以上申し述べました内容につきまして改正を行なおうとす

ます特別職の職員の給与につきまして

この両法律案は、右の趣旨に従い、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改

正する法律案についての植木國務大臣の趣旨説明 防衛庁職員給与法の一部を改

正する法律案についての藤枝國務大臣の趣旨説明

庚子郎君。

○副議長(原健三郎君) 法務大臣植木

庚子郎君。

○國務大臣(植木庚子郎君) 裁判官の

報酬等に関する法律の一部を改正する

法律案及び検察官の俸給等に関する法

律の一部を改正する法律案の二案につ

いて、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんが

み、一般の政府職員の給与を改善する

必要を認めまして、今国会に一般職の

職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案につきまして、その趣旨を申述述べます。

政府は、今回人事院勧告に基づい

て、昭和三十六年十月一日以後、一般

職員の給与を改定することとし、提出いたしましたことは、御承知の通

りであります。そこで、裁判官及び檢

察官につきましても、一般の政府、職

員の例に準じて、その給与を改善する

措置を講ずるため、この二法律案を提出した次第であります。

この両法律案は、右の趣旨に従い、裁判官の報酬等に関する法律の別表及び第十五条に定める裁判官の報酬及び検察官の俸給等に関する法律の別表及び第九条に定める検察官の俸給の各月額を増加しようとするものであります。

以上が、この法律案の趣旨でございましては、現下の経済情勢等にかんがみまして、これを本年十月一日とする

こととし、初任給調整手当の改定に関する規定は、昭和三十七年四月一日から施行しようとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 大蔵大臣水田

三喜男君。

〔國務大臣水田三喜男君登壇〕

○國務大臣(水田三喜男君) 特別職の

職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を申述述べます。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんが

み、一般の政府職員の給与を改善する

必要を認めまして、今国会に一般職の

職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案及び特別職の職員の給与に

関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知の通

りであります。そこで、裁判官及び檢

察官につきましても、一般の政府、職

員の例に準じて、その給与を改善する

給与法の一部を改正する法律案につき

泉介君。

○副議長(原健三郎君) 国務大臣藤枝

三喜男君。

官報 (号外)

まして、その趣旨を説明申し上げます。

この改正案は、今般提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛府職員の俸給月額の改定等を行なおうとするものであります。

すなわち、まず、事務次官、統合幕僚会議の議長及び参事官等並びに自衛官の俸給表につきましては、一般職の例に準じて改定を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前通り一般職に適用される俸給表による」といたしております。これにあわせて、防衛大学校の学生に対する学生手当の額につきましても改定を行なうことをいたしております。

また、今次の職員の俸給月額の改定にあわせて、當外手当の額の改定を行なうことといたしております。

なお、この法律案は、公布の日施行日とし、本年十月一日から適用する」といたしております。

以上がこの法律案の趣旨でござります。

連する諸事項について、池田総理大臣、大蔵大臣、労働大臣に御質問をいたしたいと思ふ次第でござります。

(拍手)

一般職の職員の給与に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出)、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び防衛府職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(原健三郎君) たゞいまの趣旨の説明に対して、質疑の通告があります。これを許します。田口誠治君。

[田口誠治君登壇]

○田口誠治君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案理由の説明のありました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件について、その内容とそれに関連する諸事項について、池田総理大臣、大蔵大臣、労働大臣に御質問をいたしたいと思ふ次第でござります。

すべてのものが律しられ、政治が具体化されることとは当然のことだ、中でも憲法を守ることを第一義としなければならないと思うのであります。この法則は、普遍的なものであつて、何人も守らなければならぬのであります。去る八月八日人事院より勧告のありますた国家公務員の給与改定の審議に重要な関連がありますので、池田総理大臣の今後の施政の基本的な考え方を含めて明確に御答弁を願いたいと思うのであります。

思ひますに、太平洋戦争の徹底的な敗戦は、わが国に対して精神的にも物質的にも言語に絶する大きな打撃を与えたが、他面におきましては、日本再生の機縁となつて、平和主義の採用と民主主義の確立の二大原理を日本国是として、新しく日本国憲法が制定、実施されておりますことは、皆さんの御承知の通りでございます。

戦後制定された労働組合法、労働関係調整法、労働基準法、いわゆる労働三法は、日本憲法が保障する二十五条の健康にして文化的な最低限度の生活を営む権利、二十八条の勤労者の團結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利など、八十二条の条文を十分に体得をし、これを基調として制定されたのであります。これにによって日本の労働者は、公務員労働者も民間労働者も、自由に自主的に団結を結成して、法の保障するところに従つて行動し、労使対等の自主的な団体交渉において労働条件の改善、生活の向上をはかりつつ、各職務を通じて、日本経済の健全な発展と文化の向上に寄与すべく努力いたして参つたのであります。

情けないかな、当時は連合軍によつて占領せられており、マッカーサー司令官の命令は日本国憲法に優先するが

あります。(拍手)何がゆえに憲法の意に反するが」とき法を存置し、手をこまねいておるのか、池田総理大臣、福永労働大臣よりお答えを願いたいと思ふ

のであります。(拍手)

次に、人事院の職務、性格、機能についてであります。

国家公務員の労働組合より団体交渉権や争議権を剥奪したのは、国家公務員は国民全体の奉仕者たる性格を持つ

てゐるといふので、争議権は結局労働者の生存権を守る手段であるがゆえ

に、法律的にその生存権を保障する措

置または機構が別に確立できるなれば、あえてストライキに訴える必要がないであらうといふので争議権を取り上げたのであります。しかしながら、その代償として人事院を設置し、これに責務を負わせ、公務員の生存権を守らせてることといたしたのでございます。このような重大な任務と性格を持つ人事院は、誕生して以来ここに十三年間、はたして公務員の生存権を守り、国家公務員法の第一条に示すがごとく、職員の最大の力を發揮し得るような環境を作るための根本的な基準を具体的に確立をして、国民に対しても公務の民主的かつ能率的な運営を保障する措置がとられてきているでございましょうか。

に押えましたのも三千二百円、それにプラス今年四月までの民間賃金との格差は、政府のいうところの民間賃金との格差は正の不足額〇・二%の四十円、合計して五千三十七円の賃上げをしなければ、科学的に総理府の統計による消費物価指数の上昇率より算出いたしましたが、一昨年の五月を一〇〇といたしますと、昨年の四月の指数は一〇・五となつてあります。そのときに人事院は一二・四%、二千六百八十円の賃上げをいたしましたのでござります。ことしの場合は、昨年の五月を一〇〇といたしましたが、本年の八月までの上昇指数は一〇八・八となつております。従って、昨年と同じアップ比率で算出をいたしますなれば、三一・二%で、金額にして七千八百五十三円の賃上げをしなければならないのでござります。(拍手)政府はこの矛盾をいかにお考えになるのか、具体的に労働大臣、大蔵大臣よりお伺いをいたしたいと思うでございます。

対してばかりではありません。今日まで勧告通り実施されたことはきわめて少ないのでございます。問題は、国家公務員が生存権を守るために手段として行使するスト・権を取り上げ、その代償として設置された人事院の勧告が尊重されず、国家公務員の生存権を保障する任務と人事院に課せられた権限が骨抜きにされているところに、重大な問題があると思うのであります。(拍手)昨年のベース・アップの実施にいたしましても、同様予算委員会で指摘されたことと、自然増収が四百四十億円もあったにもかかわらず、財源がないから出せないといってうそぶいて、五月実施を十月実施におくらかしたではございませんか。

ここで明確にお答えを願いたいことは、今回の人事院の勧告五月実施をしないのか、それとも経済団体の圧力でもあるのか、また、その他重大な理由でもあるのか、労働大臣の御答弁をお願いいたしたいと思うのであります。

かくのことく、国家公務員の給与、勤務条件等の改善に實務を持つ人事院という法的な存在がありますが、その使命を果たすことのできない存在にされておるところに重大な問題があると思います。従つて、いかに国民全体の奉仕者であろうとも、憲法の保障するところに従つて、団体交渉権、争議権を与え、三者構成の労働委員会を設置して、自主的に公務員の待遇改善を行なわしめることが最も正しいあり方であると思うのであります。福永労働大臣のお答えを願いたいのであります。(拍手)

法務、特別職、自衛官の給与につきましては、内容的に関連がありますので、委員会に譲ることといたしまして、以上で私の質問を終わらしていただきまするが、最後に、今日まで人事院を無視し、勧告を尊重せず、公務員の切なる要求にこたえなかつた政府の責任を追及するとともに、人事院勧告の内容を不満として、現在一律五千円の賃上げを要求し、強力に戦っているこの事態をまさか放任することはできません。従つて、この事態を

議の過程において、本提案を修正されることを強く要望いたしまして、降壇をする次第でござります。(拍手)

【國務大臣池田勇人君登壇】

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

田口さんお話の通りに、憲法第十
五条におきましては、すべて公務員は
全体の奉仕者としておるのであります
。公共の事務に奉仕することに相
なつておりますので、一般の労働者と
同様に取り扱うことはできないと考え
ます。ただ、私は、公務員につきまし
ても、一般の労務者と同様に、できる
だけ実態に沿うように努力はいたして
おります。(拍手)

【國務大臣水田三喜男君登壇】

○國務大臣(水田三喜男君) 国家公務
員の給与引き上げといふ問題は、国家
財政に対するばかりでなく、国民経済
に対しましても、相当影響のある問題
でござります。ことに、國家公務員の
給与をベース・アップするといふとき
には、御承知のように、一般職や地方
公務員まで大体これに準ずるという

が、慣習になつております。従つて、ひとり国の財政事情だけでは決定できません。地方財政の実情というよりなもの、そのほか、関連する諸般の事情を十分検討の上、決定さるべきであろうと思います。従つて、私どもは、今度は人事院の勧告通り内容はそのままにいたしましたが、実施の時期につきましては、そういう諸般の事情を考えた上、十月一日から実施することが妥当であるといふ判断のもとに、そつ決定した次第でござります。（拍手）

る現行制度の建前が、適當であると考

えております。公務員給与の決定にあ

たつては、物価、生計費等を考慮する

ことは申すまでございませんが、公

務員の給与は職務給の建前をとつてお

りますので、民間給与との比較に重

点を置いて定めるのが妥当であると考

えます。

公務員給与の引き上げにつきまして

は、人事院勧告の内容を尊重して改定

いたしましたが、実施時期について

は、私からも見解を述べろということ

でございますが、これは国民経済全般

の情勢とにらみ合わせまして、総合的

判断のもとに十月一日からと決定いたしましたわけであります。

次に、人事院は、中立的第三者機関

といたしまして、その機能及び任務の遂行に十分努力しておられるものと私は考えております。

いろいろ数字をおあげになりますて、田口さんの御意見によるところの質上げについてお話をございました。御意見は拝聴いたしまして参考にいたしたいと存じますが、ここで、この数

字の二々についてわれわれの見解を申し上げるというわけにも参りません。

最後に、現行制度を二者構成のよ

なもので新たなるものに改めてはどうか、こういうような御意見がございま

したが、以上述べましたように、私は

おおむね現行制度をもつて適當なりと考えておりますので、直ちに田口さん

の御意見に賛成するわけには参りませ

ん。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて質疑

は終了いたしました。

(政府委員発令通知要領)

一、昨九日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、昨日議長において承認

した武岡憲二外二名を同日第三十九回国会政府委員に任命した旨の通知

を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

建設委員

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

決算委員

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

建設委員

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

決算委員

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣総理大臣

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

○朗読を省略した議長の報告

建設委員
太村 公平君 齋藤 邦吉君
井堀 繁雄君 佐々木良作君

議院運営委員
井堀 繁雄君
丹羽喬四郎君

丹羽喬四郎君
佐々木良作君

一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

社会労働委員
西村 榮一君
久保田藤麿君

一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

建設委員
佐々木良作君 井堀 繁雄君
齋藤 邦吉君

一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

予算委員
井堀 繁雄君
久保田藤麿君

一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

決算委員
井堀 繁雄君
齋藤 邦吉君

一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣総理大臣
太村 公平君 丹羽喬四郎君
井堀 繁雄君

一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

井堀 繁雄君
齋藤 邦吉君

一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣総理大臣
太村 公平君 丹羽喬四郎君
井堀 繁雄君

一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

井堀 繁雄君
齋藤 邦吉君

一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣総理大臣
太村 公平君 丹羽喬四郎君
井堀 繁雄君

一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

(議案提出)

一、昨九日内閣から提出した議案は次の通りである。

大豆なたね交付金暫定措置法案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による灾害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出第六三号)

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出第六三号)

農林水産委員会 付託
閣提出第六二一号

大豆なたね交付金暫定措置法案(内

(議案付託)

一、去る六日委員会に付託された議案は次の通りである。

裁判所法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(畠和君外)

八名提出、衆法第三号)

法務委員会 付託

一、昨九日委員会に付託された議案は次の通りである。

(議案付託)

以上二件 災害対策特別委員会 付託

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

裁判所法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(畠和君外)

八名提出

一、去る六日委員会に付託された議案は次の通りである。

正誤表

古五八中央防災会 中央防災会は地方防災会は地方防災会

衆議院会議録第六号中正誤

昭和三十六年十月十日 楽議院会議録第七号

明治二十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価
一部十五円
(但し良質紙は二十円)
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段四三一
百番線